

阿見町学校給食費事務取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)の規定に基づき、阿見町立学校設置条例(昭和48年阿見町条例第19号)に規定する小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)に対し町が実施する学校給食に要する経費の徴収その他の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 児童等 小中学校の児童又は生徒をいう。
- (3) 小中学校等 小中学校及び給食センター(阿見町立学校給食センターの設置、管理及び運営等に関する条例(昭和47年阿見町条例11号)第2条の規定により設置する阿見町立学校給食センターをいう。以下同じ。)をいう。
- (4) 教職員等 小中学校等の教職員、学校給食の調理業務等に従事する者及びその他の事務を行う職員をいう。
- (5) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。
- (6) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費であって、児童等の保護者及び教職員等の負担するものをいう。

(学校給食の申込み)

第3条 児童等の保護者又は教職員等は、保護者にあつては阿見町学校給食申込確認書(保護者用)(様式第1号)を、教職員等にあつては阿見町学校給食申込確認書(教職員等用)(様式第2号)をあらかじめ町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申込書の提出がない場合において、児童等又は教職員等が学校給食の提供を受けたときは、前項の規定による申込みがあつたものとみなしてこの規則の規定を適用する。

3 前2項に規定する学校給食の申込みは、児童等又は教職員等が小中学校等に在籍又は勤務している限り継続するものとする。

4 試食により臨時に学校給食の提供を受けようとする者(以下「試食者」という。)は、阿見町学校給食試食申込書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(申込みの変更等)

第4条 児童等の保護者又は教職員等は、前条の申込みを変更しようとするときは、阿見町学校給食申込変更等届出書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。児童等が町外の学校に転校しようとする場合も、また同様とする。

(学校給食費の額)

第5条 学校給食費の月額及び基準額は、別表に掲げる額とする。

2 前項の規定にかかわらず、児童等又は教職員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、給食費は、基準額に当該月における学校給食の提供を受けた日数を乗じて得た額とする。ただし、当該金額が月額を上回るときは、月額とする。

- (1) 第9条各号に掲げる事由により学校給食の全部の提供を停止した場合
- (2) 勤務を要する日が週4日以下の教職員等である場合
- (3) 中学3年生であって、3月度に学校給食の提供を受けた場合
- (4) 試食者の場合

(学校給食数の実施報告)

第6条 学校長は、当該学校で実施した学校給食数について、学校給食数実施報告書(様式第5号)及び学校給食喫食状況報告書(様式第6号)により、当月分の確定数を翌月の3日までに教育委員会に報告するものとする。

2 前項に規定する学校給食数実施報告書の作成のため、複数校に勤務する教職員等の拠点校以外の学校長は、当該教職員等の当月分の学校給食数の確定数を複数校勤務者学校給食数報告書(様式第7号)により、当月末までに拠点校に報告するものとする。

(学校給食費の徴収方法)

第7条 学校給食費の徴収は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、町の発行する納入通知書により徴収することができる。

(学校給食費の納入期限)

第8条 学校給食費の納入期限は、学校給食を実施する月に応じ、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該納入期限が阿見町の休日を定める条例(平成元年阿見町条例第20号)第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、その日以後の直近の町の休日でない日とする。

- (1) 4月分から2月分 当該月の翌月の末日
- (2) 3月分 3月末日

2 町長は、前項の納入期限により難いと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に納入期限を定めることができる。

(学校給食の停止)

第9条 児童等又は教職員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食の全部又は一部の提供を停止することができる。

- (1) 転校等による異動、病気、事故その他の理由で学校給食の提供を受けない日が5日以上(学校の休業日を除く。)継続するとき。
- (2) 食物アレルギー等により、継続して学校給食の提供を受けないとき。
- (3) その他町長が必要と認めるとき。

2 学校給食の提供を受けている児童等の保護者又は教職員等は、学校給食の停止を希望す

る場合は、阿見町学校給食停止届出書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、前項の届出があったときは、その内容を確認した上で学校給食の全部又は一部の停止を決定し、阿見町学校給食停止承諾通知書(様式第9号)により当該保護者又は教職員等に通知するものとする。

(学校給食の停止の解除)

第10条 前条第3項の規定により学校給食の停止の承諾を受けた保護者又は教職員等は、当該学校給食の停止を解除しようとするときは、あらかじめ阿見町学校給食停止解除届出書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、特に必要があると認めるときは、前項の届出によらず当該学校給食の停止を解除することができる。
- 3 町長は、学校給食の停止を解除したときは、阿見町学校給食停止解除通知書(様式第11号)により当該保護者又は教職員等に通知するものとする。

(学校給食費の減免)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費を減額することができる。この場合において、減額した後の学校給食費の1月あたりの額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 第9条第1項第2号の規定による牛乳等の飲物のみの提供の停止 当該提供の停止をした期間の属する月における学校給食費から牛乳等の飲物の額を控除した額
 - (2) 第9条第1項第2号の規定による牛乳等の飲物以外の学校給食の提供の停止 当該提供の停止をした期間の属する月における牛乳等の飲物の額
 - (3) 災害その他の理由により学校給食を実施しなかった場合 町長が必要と認める額
- 2 町長は、18歳に達する日から起算して最初の3月31日までの間にある者を3人以上養育する保護者のうち必要と認める者について、当該保護者の養育する者のうち出生から数えて第3子以降の者に係る学校給食費を別に定める方法により免除することができる。

(学校給食費の過誤納金の取扱い)

第12条 町長は、納付された学校給食費の額に過納又は誤納があったときは、遅滞なく当該過納又は誤納の額を還付しなければならない。ただし、当該還付を受けるべき保護者又は教職員等に学校給食費の未納がある場合は、当該未納の学校給食費の額に充てることができる。

- 2 町長は、前項の規定による学校給食費の還付又は充当をするときは、阿見町学校給食費還付通知書(様式第12号)又は阿見町学校給食費過誤納金充当通知書(様式第13号)により当該保護者又は教職員等に通知しなければならない。

(督促)

第13条 町長は、保護者又は教職員等が学校給食費を納入期限内に納入しないときは、当該保護者又は教職員等に対し、阿見町学校給食費督促状(様式第14号)により、期限を指定して払込を求めるものとする。この場合において、当該督促は、阿見町の私債権の管理

に関する条例施行規則(平成22年阿見町規則第41号)第3条の規定に基づき行うものとする。
(児童手当からの徴収に関する届出)

第14条 保護者は、児童手当に係る阿見町学校給食費の徴収に関する届出書(様式第15号)を町長に提出することにより、前条の規定により指定する期限までに学校給食費を納入できない場合に、当該保護者が町長から支給を受ける児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく児童手当の額の全部又は一部を当該未納分の支払に充てることを申し出ることができる。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、教職員等に係る学校給食費の徴収、督促に係る手続については、令和5年9月1日から適用する。

(学校給食費の徴収に関する特例)

2 児童等に係る学校給食のうち、次の期間に実施したものの学校給食費については、第5条の規定に関わらず、これを徴収しないものとする。

(1) 令和4年12月1日から令和5年3月31日まで

(2) 令和5年9月1日から令和5年12月31日まで

(3) 令和6年1月1日から令和6年3月31日まで

3 前項の学校給食費は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の教育扶助、阿見町就学援助規則(平成19年阿見町教育委員会規則第2号)に基づく就学援助費又は阿見町特別支援教育就学奨励費交付規則(平成29年阿見町教育委員会規則第1号)に基づく就学奨励費の給付を受けている場合は、当該給付に係る部分は、適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿見町学校給食費事務取扱規則は、令和6年1月1日から適用する。